

議 事 録

会 議 名	令和6年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年1月25日(木)午後3時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保 泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 計8名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 非農地証明願について 日程 第4 農地造成工事施工承認願について 日程 第5 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第6 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第7 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第8 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和6年第1回定例総会を開会いたします。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、5番と6番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号1号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号1号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地区の市街化調整区域内農地1筆です。譲受人は、トラクターや耕うん機、田植え機等を所有しており、本人ほか1名で、水稻や植木を作付しています。自宅から当該地までの通作距離は約1kmで、車で約5分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番：1月17日に事務局職員と現地調査を行いました。譲受人は他地区でもかなり多くの農地を耕作しており、適正管理していますので問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号1号について、		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号1号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号2号を上程いたします。本案件について、5番が関係人となっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席いただきます。

(5番 退席 退出)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号2号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農業振興地域内農地2筆です。譲受人は、トラクターや耕うん機、高所作業機等を所有しており、本人ほか1名で、露地野菜や花きを作付けしています。自宅から当該地までの通作距離は約500mで、徒歩約5分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、隣接地区担当農業委員である2番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：1月16日事務局職員と現地確認しました。譲受人はしっかりと耕作している方であり、農地法の要件を満たしていると思われます。また、現地は北部公民館駐車場の西側に当たり、譲受人の自宅からも近いということで問題ないと思われます

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号2号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。それでは、審議が終わりましたので5番は入室してください。

(5番 入室 着席)

会 長：次に日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号3号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号3号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある農業振興地域内農地3筆で、転用事業の内容は、資材置場及び駐車場です。建築資材の販売・リース業等を行っている事業者が、事業拡大により現在使用している置場が手狭になっていることから、周辺で適地を探していたところ、現置場から近く、利便性や面積などの面で希望要件に最適な当該地について、譲渡人との間で所有権移転の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から、農地法の観点から現地調査の

結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：1月16日に事務局職員と現地確認しました。申請地は寒川神社北側の馬場の交差点にあるコンビニの南西に当たります。前面道路は朝夕に宮山駅に向かう歩行者や自転車が多い場所ですが、日中はそんなに人通りは多くないと思われるので問題はないかとも思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号3号は、ネットワーク機構への諮問、答申後、許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第3、非農地証明願について、議案番号4号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号4号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地区にある農業振興地域内農地1筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成8年から山林の状態でした。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区区分は、第2種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われますので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である3番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：事務局職員と現地確認しました。当該地は空き家のある宅地の一部となっており、雑木林のような状態となっています。農地への復元は難しいと考えますのでやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号4号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第4、農地造成工事承認願について、議案番号5号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号5号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農用地区域内農地1筆で、現況は田です。盛土高は道路面とフラットで、畑として利用する計画です。また、隣接する水路や田との境界は法面にし、土の流出を防ぎます。畑に転換後は、じゃがいもやさつまいもを作付けする予定です。また、隣接地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番：1月16日に事務局職員と現地確認いたしました。当該地の東側はすで造成されており、また道路ともフラットになるということです。また、南側

の水路も確認しましたが、水路にかからないように施工するとのことですので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号５号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に、日程第５、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号６号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号６号を朗読）

（説明）当該地は宮山地区にある農用地域内の農地１筆で、現況は田です。期間については３年間で、借り手は新規就農法人として参入し、管理機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である５番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

５ 番：１月１６日事務局職員と現地確認しました。当該地は現状遊休農地になっているので、大豆を作るのはかなり大変かと思います。ただ、やっていただければ遊休農地が減ることから、良いことだと考えますので問題ないと思います。道のりは大変だと感じますが頑張っていたきたいと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号６号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号７号及び８号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号７・８号を朗読）

（説明）当該地は宮山地区にある市街化調整区域内の農地２筆で、現況は畑です。期間についてはそれぞれ１１か月間で、借り手は新規就農法人として参入し、トラクターや管理機、ハンマーカッターなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である２番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

２ 番：１月１６日事務局職員と現地確認しました。当該地は、きれいに耕耘されておりました。水道局の西側の通称「河原」と言われるところであり、春になると周りの畑で多くの方が作付けを行うところであるので、新規参入者でも周りの様子を伺うことができ、やりがいのある場所ではないかと思われます。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号７号及び８号に

	ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号7号及び8号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号9号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：(議案番号9号を朗読) (説明) 当該地は一之宮地区にある農用地域内の農地1筆で、現況は田です。令和3年に新規で利用権設定し、1回目の更新です。期間については3年間で、借り手はトラクターや管理機、草刈り機などを保有しており、当該地で実績があります。 会 長：続いて、地区担当農業委員である私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。 会 長：先日事務局職員と現地確認しました。当該地はしっかりと耕作されており、更新ということで問題ないと思います。 会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号9号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第6、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号1号及び2号の2件、日程第7、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号3号から6号の4件、日程第8、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号7号から9号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり4件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり3件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和6年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 令和6年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 福岡 喜輝 議事録署名人 三澤 伸喜

本議事録は、令和6年2月26日、承認・署名を得て確定しました。